

第 122 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 5 年 5 月 23 日 (火) 9:30～10:45
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別大会議室 (WEB 会議システムを利用)
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
委 員 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン CSR・SDG s 推進室局長職
兼 解説 委員
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
同 納米恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
(1) 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」の策定に向けて
(2) 改正配偶者暴力防止法の施行に向けて
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 女性に対する暴力の現状と課題
- 資料 2 今後の重点項目について
- 資料 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律 (概要)
- 資料 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和 5 年 4 月 6 日参議院内閣委員会)

- 資料5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を 改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月10日衆議院内閣委員会）
- 資料6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（骨子案）
- 資料7 「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」 について
- 資料8 移住者と連帯する全国ネットワーク提出資料
- 資料9 北仲委員提出資料
- 資料10 中村委員提出資料
- 参考資料1 女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿
- 参考資料2 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（抜粋）
- 参考資料3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）
- 参考資料4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文
- 参考資料5 配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項（令和5年5月内閣府男女共同参画局）

（議事録）

○小西会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第122回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

まず、専門委員について、先月19日に改選がありました。今般、窪田委員が退任され、新たに橋爪委員が就任されました。ほかの委員の方々には留任いただいております。今般の改選後の本調査会の名簿を参考資料1としてお配りしております。

また、本調査会の進行は、引き続き会長を仰せつかりました小西が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日は小倉大臣にも御出席いただいておりますので、まず一言頂戴できればと思います。

小倉大臣、よろしく願いいたします。

○小倉男女共同参画担当大臣 皆様、おはようございます。小倉将信でございます。

まず、小西会長をはじめ委員の各位の皆様におかれましては、女性に対する暴力の根絶に向け常日頃より御尽力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

初めに、このたびの委員の改選により、小西委員に引き続き会長に御就任いただくとともに、御就任をいただくことになりました皆様、どうぞよろしく願いをいたします。橋爪委員をはじめ11名の皆様に今回委員をお務めいただくことになりました。

配偶者暴力や性犯罪・性暴力など、女性に対する暴力は重大な人権侵害であります。その根絶に向けた取組を進め、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現することは、

女性活躍・男女共同参画の前提であると考えております。

先般、配偶者暴力防止法の一部を改正する法律が国会で成立をしまして、先週19日に公布をされました。今般の改正におきまして、接近禁止命令等について、重篤な精神的被害を受けた場合にも対象を拡大することをはじめ保護命令制度を拡充することは、被害者保護を強化する観点から大変意義深いものと考えております。法案の立案に当たっては、この専門調査会で御審議をいただき、見直しの大きな方向性をお示しいただきました。皆様に御協力を賜りましたこと、厚く御礼と感謝を申し上げます。

これからは改正法の運用に向けた準備、そして、その後の運用を見据えた段階に進みます。令和6年4月1日の施行に向け、配偶者暴力の被害に苦しむ方が一人でも多く救われるよう、本日は改正法の今後の運用に向けた期待等についてお話をお伺いしたいと考えております。また、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、さらなる具体策を講じるため、女性活躍・男女共同参画の重点方針、いわゆる女性版骨太の方針2023に盛り込むべき事項について、併せて御議論いただきたいと思っております。皆様の豊富な御知見をいただきながら、暴力の防止、被害者の保護を進めていきたいと考えております。

私は別の公務がございまして中座をさせていただきますが、皆様方の議論、後ほど議事録等で丁寧にお伺いさせていただきたいと思っております。本日も精力的な御議論をどうぞよろしくお願ひいたします。

以上になります。ありがとうございました。

○小西会長 ありがとうございます。

ここで、今回新たに御就任いただいた橋爪委員に一言御挨拶を頂戴したいと思います。

橋爪委員、よろしくお願ひいたします。

○橋爪委員 おはようございます。御紹介いただきました、東京大学で刑法を担当しております橋爪と申します。

私は、先般、DV防止法見直し検討ワーキング・グループの構成員をしておりましてけれども、このたび縁がありまして、本件の専門調査会の委員を拝命しました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○小西会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。

小倉大臣は公務のため、ここで退室されます。どうもありがとうございます。

(小倉大臣退室)

○小西会長 それでは、議事に入ります。

本日の議事は、議題（1）として「『女性活躍・男女共同参画の重点方針2023』の策定に向けて」、それから、議題（2）として「改正配偶者暴力防止法の施行に向けて」の2つです。

法律が成立、公布されましたし、骨太の方針ももう時間が迫っておりますので、盛りだくさんなのですが、短くコンパクトにいきたいと思っております。

初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 事務局でございます。

配付資料、全部で10点お配りをしております。

資料1、資料2が議題（1）に関するものでありまして「女性に対する暴力の現状と課題」という資料が資料1、「今後の重点項目について」という資料が資料2であります。

資料3から資料7まで、事務局から配付させていただいたものであります。資料3が今回の配偶者暴力防止法の一部を改正する法律の概要、資料4、資料5が参議院内閣委員会、衆議院内閣委員会で決議されました附帯決議であります。資料6が基本的な方針、国が定めるいわゆる基本方針の骨子案であります。資料7といたしまして加害者プログラム実施のための留意事項について、お配りをしております。

資料8から資料10でありますけれども、本日のこの会議の中でお三方から御発言を賜りたいと思っております、それぞれ資料を御提供いただいております。

以上であります。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、早速議題（1）の「『女性活躍・男女共同参画の重点方針2023』の策定に向けて」について、内閣府から報告をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 引き続きまして、男女間暴力対策課長の田中です。

資料1をご覧ください。

内閣府におきましては、この時期、策定をしております女性活躍・男女共同参画の重点方針に向けて、現在作業を進めているところです。本日はこの重点方針に向けまして現状や課題などについて御説明申し上げ、先生方から御意見を頂戴できればと存じます。

1ページをご覧ください。こちらの資料では、重点方針に向けて私どもの基本認識を整理しております。上の囲みの中でありましてけれども、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力につきましましては、個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、その防止と被害者保護は、男女共同参画・女性活躍の前提であると考えております。配偶者暴力防止法の改正案の成立、それから、性犯罪・性暴力対策の進捗等を踏まえまして、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体策を検討・実施していく必要があると考えております。

そして、左側でありますけれども、DV対策につきましましては、DVの相談件数が増加傾向にある中で、保護命令の認容件数は減少していることなども踏まえまして、議題（2）で報告いたします改正法案を国会に提出をし、先般、成立をしたところであります。今後は令和6年、来年の4月の施行を念頭に必要な対策を講じていく必要があると考えております。こちらについては、次の議題でも御説明申し上げます。

また、右側でありますけれども、性犯罪・性暴力対策については、図にありますように、こちら相談件数は増加しております、また、多様な被害が生じていると認識しております。こうした現状も踏まえまして、3月末でありますけれども、これまでの3年間、集中強化期間として取り組んできたわけですが、この取組を継続・強化するために、次の令和5年度から7年度の3年間で「更なる集中強化期間」と位置づけまして、「性犯罪・

性暴力対策の更なる強化の方針」を取りまとめたところでもあります。この中では、資料にございますように「刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用」「再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防」「被害申告・相談をしやすい環境の整備」など6つの柱を立てまして、対策の方向性を示しているところでもあります。こうした進捗も踏まえまして、必要な施策を講じていく必要があると考えております。

この後のページにつきましては、参考となりますデータ等でありますので、割愛をいたしますけれども、18ページにただいま御紹介をいたしました「更なる強化の方針」のもう少し細かい概要を、次の19ページでありますけれども、同じく3月に関係府省5府省庁で取りまとめました「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」の概要を掲載しております。こちらにつきましては、昨年の重点方針で策定をすることにしておりまして、関係省庁で整理をして取りまとめたものであります。

続きまして、資料2をご覧ください。

こちらには、ただいま申し上げましたことも踏まえまして、今後の重点項目となる事項を記載しております。

(1)はDV等についてでありますけれども、①の改正法の円滑な施行に向けた環境整備ということが本年から来年にかけて重要になってくるものと考えております。

また、(2)の「性犯罪・性暴力対策」についてでありますけれども、先ほど申し上げました「更なる強化の方針」も踏まえまして、①現在国会で御審議中でありまして、刑事法改正に係る対応、また、④被害申告・相談をしやすい環境の整備などを進めるとともに、重点方針におきまして、新たな課題等への対応として整理いたしました⑧AV出演被害の防止、被害者の救済でありますとか、⑨インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組、⑩「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行、⑫誹謗中傷の防止等に取り組むとともに、⑪の社会全体への啓発も引き続き重要であると考えております。

また、昨年の重点方針でも掲げております(3)の「ハラスメント防止対策」でありますとか、暴力の被害者への対応に限りませんけれども、昨年議員立法で法律ができました

(4)の「困難な問題を抱える女性への支援」について、法律を所管する厚生労働省を中心に取り組んでいくことになっております。

議題(1)につきましては、説明は以上となります。

○小西会長 ありがとうございます。

委員の皆様から御質問や御意見は議事(2)の後にまとめて頂戴したいと思っておりますが、もしかしたら今日は時間が足りないのではないかと私は思っておりますので、その場合は御意見はメールなどで伺って、議事に載せるとしたいと思っております。今日のところは各省庁に出席していただいておりますので、御質問があれば聞いていただく形になるかと思っております。

それでは、議題(2)の「改正配偶者暴力防止法の施行に向けて」に移ります。

本日はこの議題（２）に関し、移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長の山岸様にも御出席いただいております、後ほどお話を伺います。

まず、内閣府から報告をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、議題（２）について、事務局から御説明をいたします。

配偶者暴力防止法の見直しに向けましては、大臣からもございましたように、この専門調査会、そして、ワーキング・グループで御議論をいただきまして、昨年10月、見直しの方向性について御提言を賜りました。その後、政府におきまして検討いたしまして、本年2月、改正法案を国会に提出をいたしまして、参議院、衆議院と御審議をいただき、先般、12日の衆議院本会議で可決していただきました。改正法は19日に公布されたところであります。

この改正法の概要は、資料3となります。本日は施行に向けてという御議論でございますけれども、その内容を改めて御報告申し上げます。資料3、ございますでしょうか。

まず、1. の「保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化」につきましましては、今般の改正におきまして、接近禁止命令等について、重篤な精神的被害を受けた場合に対象を拡大することなどの拡充をしております。①といたしまして、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、現行は身体に対する暴力を受けた者、それから、生命・身体に対する加害の告知による脅迫を受けた者が申立てをすることができるということになってございますけれども、これに加え、自由、名誉、財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加することとなります。それから、黒いひし形の部分ですが、発令要件について「身体」を「心身」に改めまして、精神に重大な危害を受けるおそれについても対象となります。②として接近禁止命令等の期間の伸長、6か月を1年にするということ、③として電話等禁止命令の対象行為の拡大、④として子への電話等禁止命令の創設、⑤として退去等命令の期間について特例の創設、⑥として保護命令違反の厳罰化をするものとなっております。

また、2. といたしまして、次の資料とも関係いたしますけれども、国の定める基本方針及び都道府県基本計画の記載事項について、（1）として「被害者の自立支援のための施策」、（2）として「国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力」につきまして、必要的記載事項としております。

また、3. といたしまして、関係機関等から成る協議会を法定化しまして、都道府県には協議会を組織する努力義務を課し、また、協議会の事務に関する守秘義務等の規定を設けております。この法律の施行日は、一部を除きまして、来年令和6年4月1日となっております。また、施行3年後の検討規定が設けられております。

以上が法律の内容となりますけれども、国会の御審議に当たっては、衆議院、参議院の内閣委員会におきまして、附帯決議が付されております。ここでは時間の都合上その内容について一つ一つ御報告することはいたしませんけれども、資料4、資料5として配付を

させていただきました。これらの決議につきましては、政府として尊重してまいります。

次に、この法改正を受けまして、施行に向けた準備として国の定める基本方針を改めて策定をし、都道府県等の準備につなげていきたいと考えております。

資料6をご覧ください。

基本方針の骨子案をお配りしております。改正前におきましても、基本方針は現行もあるわけでありませけれども、その内容を踏襲しつつも、今般の法改正の内容を踏まえまして、必要な記載の追加等をしていきたいと考えております。

具体的には、第2の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項」でありますけれども、7の「被害者の自立の支援」であります。今般の法改正におきまして、この自立の支援が重要な記載事項と整理をされたこと、また、昨年12月に関係府省で取りまとめました生活再建支援策の強化につきまして、その内容も踏まえ、記載の充実を図りたいと考えております。

また、第3でありますけれども、今回の法改正におきまして、多機関の連携・協力ということが記載事項となったことも反映いたしまして、新たに独立した大項目を設けて、この中で法定協議会に関する事なども含めまして、記載をする必要があると考えております。

また、これまでもこの基本方針には別添として「保護命令の手続」について記載がありました。保護命令に関しては、先ほど申し上げましたように、法改正の柱の一つでありまして、改正法を受けた考え方、説明などをここに記載していくことを想定しているところであります。

基本方針につきましては、以上となります。

最後に、加害者への対応について、御説明申し上げたいと思います。

今回の法改正に関する事項ではございませんけれども、附帯決議におきましても、加害者プログラムについて、基本方針及び都道府県基本計画に記載に努めるということが求められたところであります。

加害者プログラムにつきまして、資料7でありますけれども、加害者プログラムは、前提といたしまして、上の枠の中ではありますが、被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラムであると認識をしております。

そして、配偶者暴力防止法で調査研究に係る努力義務規定等がございますけれども、こうしたことも踏まえ、内閣府において調査研究事業を実施してまいりました。太字のところ、令和2年度からは、都道府県等の協力も得まして、試行的な実施もしつつ、実施に当たっての留意事項を検討してきたところであります。この調査研究事業では、専門調査会の委員でもいらっしゃる中村先生に座長をしていただきまして、有識者検討会を開いていただきまして、検討を重ねていただきました。そして、下の青字のところでもありますけれども、昨年には「試行のための留意事項」というものを整理いたしまして、また、今般、今後地

方公共団体が実施に当たって留意すべき事項を整理したところであります。

資料は参考資料としてお配りをしておりますけれども、その概要を2ページに記載しております。大きく4つに分けて、プログラムの位置づけ、実施のための多機関連携、実施団体のあるべき姿、プログラムの運営という形で整理をしておりますけれども、特に本年新たに追記等をした箇所について青字で記載をしております。例えば4の(1)実施方法については、オンライン方式を含め具体的な内容に関する事、また、(8)では、右下でありますけれども、証明書等の発行に関する事などを新たに記載しております。

「今後の取組」でありますけれども、一番下の枠の中ですが、この留意事項を地方公共団体にも配付をいたしまして、理解促進を図り、また、各地域での実施を推進してまいりたいと考えております。その実施状況等も踏まえ、全国的な展開に向けた取組につなげてまいりたいと考えているところであります。

配偶者暴力防止法の関係は以上となります。

本日は日程や時間の都合もございまして、この後、委員の先生を含めお三方からお話を伺いますけれども、施行に向けて、都道府県あるいは支援の現場を担われている方をはじめ様々な方の御意見を伺いながら、基本方針の立案あるいは今後の対応に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、今、お話がありました改正配偶者暴力防止法の今後の運用に向けた期待等につきまして、お三方、移住者と連帯する全国ネットワークの山岸事務局長、北仲委員、中村委員にお話を伺いたしたいと思います。

まず、移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長の山岸様より御発表いただきます。お願いいたします。

○移住者と連帯する全国ネットワーク 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介を受けました、山岸と申します。

本日、私が配付している資料を、今、画面共有をして御説明をさせていただきます。

私からは、今回の法改正の施行に向けて、外国人DV被害者の保護及び支援拡充に関する要望ということで述べさせていただきます。資料の初めの3枚が要望の本文、そして、その後に参考資料1と2をつけております。

まず、大きく2点の要望があります。1つ目は、在留資格のないDV被害者の保護の徹底ということです。皆様御存じのように、2021年の3月に入管収容施設内でスリランカ女性のウィシュマ・サンダマリさんがお亡くなりになる事件が起きておりますけれども、この方はもともと同居する同国人のパートナーからの本当にひどい暴力を受け続けていて、2020年の8月に初めに交番に保護を求めたのですが、当時、既に在留資格がない状況に置かれていたので入管法違反として逮捕されて、そのまま入管収容施設に送られ、その後、仮放免されることもなく、体調悪化で亡くなりました。この事件を受けて、私たち

移住連を含む5団体で、当時、DV法の改正などが必要であるという要請書を出させていただき、それは今日の参考資料1につけておりますけれども、こちらの専門委員会にも、当時、配付していただいたと伺っております。

今回の法改正においては、この在留資格の有無にかかわらず被害者を保護するという条文改正はありませんでしたけれども、衆議院の内閣委員会において、審議の中で堤かなめ委員が質問されたことに対して、副大臣から、外国人被害者の保護等については運用上さらに何が必要か精査の上、基本方針の活用を含め、必要な対応を図りたいと考えていますという答弁がありました。なお、その前提として、在留資格の有無を問わず、日本在留の外国人被害者も法が対象とする被害者に含まれておりますという答弁もあります。ですから、この答弁にも基づいて、ぜひ今回、具体的に運用上の改善を進めていただくようお願いしたいと思っております。

ここに記しているのは2点なのですが、1点目は、入管庁におけるDV被害者対応についてです。これに関しましては、先ほど申し上げた事件を踏まえて、既に令和4年の1月に入管庁におけるDV措置要領が改定されています。というのは、ウイシュマさんの事件で、対応した職員がこの措置要領のことさえ知らずに、ウイシュマさんは何回もDV被害を訴えたのですが、それを全く事情聴取もできなかった、何の対応もできないままウイシュマさんがお亡くなりになったことが調査報告などにも記載されており、その反省を踏まえて、DV措置要領の改定が行われております。私たちは措置要領の改定を歓迎しておりますが、さらに入管庁におけるDV被害者の認知のプロセスの中に、本来であれば配偶者暴力防止支援センターなどの外部の専門機関との連携、あるいは内部でも外部専門家を入れた認知のプロセスが必要ではないかと考えており、さらに検討していただけたらと思っております。

2点目に、警察におけるDV被害者対応についてですが、これはDV防止法の3次改正の頃に、ウイシュマさんと同じような事件が何件か、3件ぐらい続いて起こりまして、私が実際に支援しているフィリピン人女性も、お母さんだけが在留資格がなくて子供は日本国籍があった人が殴られて血だらけになって警察に駆け込んだときに、暴力の被害者であることは明らかなのですが、子供と引き離されて、彼女は入管法違反で逮捕されてそのまま刑事手続になってしまったのです。その事件などを踏まえて、3次改正の頃に通達が警察に初めて出ているのですが、そうした通達が何度か出ているにもかかわらず、今回在留資格がないということで交番で逮捕されて、そのまま入管収容施設に送られてしまうという事件がまた起きていますので、さらに被害者の保護の方針を徹底することが必要ではないかと考えています。それに当たっては、人身取引被害者の保護に関しての通達が、これは内部通達ということで私たちはいただいているのですが、警察庁から伺っている内容によりますと、原則として、逮捕の必要について検討を行って、特段の事情がある場合を除き逮捕を行わないようにすることというような、DV被害者よりもさらに強い通達となっているということをご承知しております。ですから、このようにさ

らに踏み込んだ対応をしていただけたらと思っております。

2つ目ですけれども、多様な在留資格を持つDV被害者の保護の徹底と支援拡充です。DV法ができた2000年頃は、日本人と結婚している方の外国人のDV被害がとても多かったです。ところが、今は在留資格が非常に多様化していて、例えば「家族滞在」という在留資格は22万人おりますけれども、就労資格を持つ外国人の家族ですね。こうした人たちはいろいろな福祉支援が受けられないような在留資格になっておりますし、もともと夫の在留資格の家族ということで日本に来ているので、日本人の配偶者等よりもさらに在留資格が弱い立場なのです。

そこで実際に起こっていることが、ここの①にありますように、被害者が公的シェルターに一時保護を求めても、実際には保護をされていないということです。それからまた、福祉的支援が受けられていないということなのですね。これは私たちが支援している中で、多くの事例があるのですけれども、私が参考資料2でつけた様々な事例の中で、例えば一番最後のネパールの女性の訴えなどで非常に明確に出ていますけれども、被害者が一時保護を求めても、あなたは在留資格が「家族滞在」だから、その後、福祉的支援を受けられないし、国に帰らなければいけないから、保護はできませんということで断られることがほとんどなのです。しかし、実際に厚生労働省では、ここに書かれているように、自立のめどが立たないことを理由に一時保護をしないという運用は行ってはならないという旨を通達で明記されているそうですが、このような通達、通知、ガイドラインが徹底されていないというのが、現場支援で日常的に経験していることなのです。ですから、全ての被害者が在留資格を理由に保護を断られることがないように、DV法の基本方針・基本計画において具体的にその方針を明記していただきたいと思っておりますし、関連して、生活保護をはじめ自立に向けた福祉制度が、今、この在留資格の方々には適用がされないという適用制限があるのですね。ですけれども、例えば「家族滞在」の母子であれば28時間の就労はできるので、足りない部分をたとえば住居の支援ですとか、何かしらの最低限の生活保障が得られるように社会福祉制度の運用改善をぜひしていただきたいと思っております。

こうした多様な在留資格の方々を救済されるためには、安定した在留資格の保障が一番重要だと考えています。これは国連の様々な委員会から、日本における外国人女性のDV被害者保護において、何回も繰り返し改善勧告が行われているのですけれども、在留資格の安定がとても必要であるということですね。具体的にいいますと、例えば「家族滞在」などの在留資格の方は、基本的には帰国しかありませんねと今は言われてしまうのですが、どうしても帰国できないいろいろな事情がある、それは事例で見たいたいのですけれども、そういう方は暴力を耐え忍ぶしかないととなりますし、あるいはこれは日本人配偶者でも逃げた場合に、今ですと係争中の非常に不安定な在留資格しか与えられないために、親権争いなどでそれゆえに女性の側が不利になるということも起きています。ですから、こういった事態を防ぐためには、DV被害女性のための安定的な在留資格の保障がぜひ必要だと思っております。諸外国のDV保護法や暴力に関する法律の中で、こうした部分がマイノ

リティーの女性に関しては施策として保障されていることが多いですし、日本におきましては、DV被害を受けた外国人が例えば「特定活動（就労可）」や「定住者」などのより安定した在留資格の変更が可能になるように、現行の在留資格制度を見直して、DV被害者が就労できる安定した在留資格の付与を検討していただければと思っております。

最後に、要望となりますけれども、今回の法改正に当たって、今、簡単に申し上げたような関係諸制度の運用の見直しが進むように、基本方針・基本計画の中に、在留資格の有無や種類にかかわらず、全ての外国人DV被害者が適切な保護や支援が受けられるよう必要な措置を講じるということを明記していただけたらと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、北仲委員より御発表いただきます。お願いいたします。

○北仲委員 全国女性シェルターネットの北仲です。

私たちは、民間のDV被害者の支援団体の全国連絡団体です。

まず、今回の法改正の保護命令についてですけれども、現在の「暴行罪又は傷害罪に当たるような暴行を受けたことがあるか又は生命・身体に対して害を加える旨の脅迫を受けたことがあり、今後、配偶者からの身体に対する暴力によりその生命身体に危害を受けるおそれが大きいとき」にしか裁判所で保護命令が出ないという規定を変えていただく、対象を拡大するという事は、本当に私たち官民を問わずDV被害者支援に携わる人たちが待ち望んでいたことです。DVの本質は殴ることではなくて、人が相手の人格を尊重せず、心理的に支配して追い詰めることですし、また、親密な関係ですから、そこにはいわゆる性的DV、性的に支配するということが、かなり多くの場合、含まれています。ですから、今回の拡大を歓迎します。そして、これから保護命令発令を検討される際に、狭い意味での診断書があるかないかということだけに機械的にこだわるのではなくて、このDVの性質、そのための本人の恐怖、不安、屈辱、無力感などを勘案した判断を行っていただきたいと思っております。そして、法が被害者を守るために真に機能することを期待しています。それから、私たちの支援現場から、DV法で電話の禁止はあったけれども手紙など文書送付の禁止がなかったので困っているという点についても、現場の実情を踏まえて、今回組み込まれた、禁止命令がつくられたことは、本当によかったと思っております。

今回の法改正の議論の中で、保護命令の関連条文中の「害を加える旨を告知してする脅迫を受けた」という言葉が狭く解釈されてしまうのではないかと懸念が出されていましたが、国会審議において「発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと」とか「精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること」などが全会一致で附帯決議とされたということもまた、非常に大きなことだったと考えています。

施行に向けて、私たち支援の現場では、この法改正を実際のケースに積極的に運用していくためにどのような方法を取ればいいのか、どのようなノウハウをみんなで共有していけばこれは活用できるようになるのかについて、ぜひ私たちのほうでも積極的に準備をして取り組みたいとは思っています。ただ、そもそもこれまで保護命令は全然出ないものだ、いっぱい相談が来てもそんなものはめったに出ないものだという捉え方をされてきました。申請のハードルが非常に高いものですし、発令までの平均審理期間もどうも令和3年度では14.1日とますます長くなってきている傾向もあるようです。そこで、私たちをお願いしたいことは、裁判所は、今回の法改正の趣旨を踏まえて、本当に本人の恐怖や不安の特質を勘案した危険度や悪質度の判定をするという考え方をするのだと、そういう考え方に基つき積極的かつ迅速に発令していきたいと、そのように全国の裁判所にばらつきがないようにぜひこの考え方を示していただきたいと思います。今回法改正には入りませんでしたけれども、審尋なしでの発令は現行法でもあるわけですから、無審尋での発令をどのようなケースでどのように使っていけばいいのかという活用についても、今後積極的に行っていただきますよう強く要望します。

それから、困難女性支援法のほうも次年度施行されてきます。先ほどの外国人の支援の件もありましたけれども、とにかく現在のところ、支援の現場での基準のばらつきがはっきりあるわけです。それは自治体によってローカルルールとして何となく持たれているものや、あるいは相談員、支援員が短期で交代していく中で深い理解をしていないという力量不足などがあるわけですが、困難女性支援法ができたことで、ようやく理念が明確化されるとともに、全国一律の支援基準が導入されることにより私たちは期待しています。困難女性支援法のこれから基本計画、自治体での基本計画もつくられていくと思いますし、そして、このDV防止法の基本方針・基本計画がつけられていく中で、確かに保護命令の拡大というのは、今回法改正としては大きな目玉だったわけですがけれども、その後の自立支援のところとか、それから、もちろん一時保護について、一時保護の後は、例えば住民票の閲覧制限の支援措置などに典型的に挙げられるような、今、様々な通知による配慮を各省庁に用意していただいていると思うのですが、きっちりこの趣旨が現場に伝わって支援現場で活用できるようにしていくことが大事ですので、支援措置に典型的に見られるような様々な被害者を守って自立支援ができていけるような対策を、基本方針や基本計画などによって国と自治体双方で進めていただきたい、避難した被害者とその子供の安全が守られるような一層充実した支援対策を進めていただきたいと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、中村委員より御発表いただきます。お願いいたします。

○中村委員 中村です。ありがとうございます。

長い資料をつけてありますが、全部はお話しできません。あとはお読みくださいということです。

今日、話をしたいのは3つです。加害者対策のことについてです。1つ目は、保護命令の発令がやや減少してきて、心理的・精神的暴力の相談が増えていることを想定して、こういう体系化をしたほうがいいのではないかという提案です。DV加害者個人に焦点を当てる、つまり保護命令を出されるような重い暴力のある加害者たち、3次防止の段階として加害者プログラムが作動します。しかし、保護命令まで至らない、あるいは出しにくい、出せないという日本の事情があるとすると、さらに心理的相談が増えているとすると、徐々にゼロ次防止的なレベルから始めていかないと、現状に合わないかと思っています。

この間、先ほど報告があったように、加害者プログラムのことは調査研究事業でやってまいりました。試行的実施を踏まえ、留意事項として定式化しました。それを担うプログラムはあります。そういう判断ができる状況まで来ました。そうすると、そのプログラムが単体で、つまり、3次防止的な段階で加害者をどうするかということだけではなくて、安全・安心の地域健康づくりとか、心理的な安全を確保できる家族にするにはどうしたらいいとか、もう少し手前の段階から体系化していく必要があるかと思っています。一番大事なのはゼロ次防止で、これは地域や環境そのものが暴力不寛容になっていくとか、さらに精神的暴力、重篤なものだけに限定せずに広く理解をしてもらうことが大事かと。啓発です。

それと、被害も加害も含めた、その両面ある男性の相談を、男性性ジェンダー問題などと書きましたけれども、ここと絡めて相談体制をどうつくっていくかが1次防止的な段階で構築できないかと考えています。加害男性が被害者のような錯誤ももって相談にくることがあります。そうしたことも含めて男性相談をしてはどうかということです。司法が加害者プログラム受講を命じているわけではないので、ソーシャルセラピーと書きましたけれども、社会の中でやっていくしかないかと思っています。

そうすると、2次防止として要介入段階が保護命令直前にはあるはずですが。加害者プログラムは既にあるし、うまく作用させれば自主的な参加者もやってきます。自主的といっても括弧つきです。それは家族の要請だったり、妻からの要請だったり、いろいろな形態があります。その中で、知人や友人がものすごく大事な作用を果たします。それは駄目なことですねと言える友人、知人、隣人を市民社会の中にどうつくっていくかという意味です。善き隣人がたくさんいる市民社会にするための、一般的な啓発だけではないゼロ次防止がものすごく大事になります。

その際に、1次防止的な機能が社会の中に資源として存在していることも大事です。1次防止に書きました。リスクを低減させる敷居の低い機会を提供し始めるということで、市民社会とは、まずは地域社会です。自治体が不可欠な役割を果たします。重い暴力の加害者たちとの関係で保護命令等に至る、半ば刑事事件化していく人たちも含まれますが、そうすると矯正施設内の脱暴力プログラムも要ります。それから、再発防止ですね。ここにも力点を置いて、既に刑務所内でいろいろやっていることがありますので、それを応用していくことができます。これが1点目です。

それから、精神的暴力を視野に入れた男性相談体制です。加害者更生相談をも含む男性相談を2次防止として広げた上で、これまでの相談体制は、男性性ジェンダー問題を入れると、少し工夫が必要な人たちです。要対協は児童相談所ですけれども、今度、DVでも協議会をつくることになっています。ここの連携はもちろんです。現在少なからぬ自治体で男性相談が行われていますので、これの機能再編をしてはどうか、既に加害者プログラムは動かせるのでこれと連携してはどうか、それから、児相の場合はソーシャルワーカーがいるのでここの連携、女性相談機能を強化しようと思うと被害者支援をしている人たちとの連携、全国展開するとなると一部オンラインの活用など、加害者に伴走して脱暴力化を図る組織行動を可能にするシステム構築がどうしても必要です。加害者プログラムが単体で脱暴力を可能にするわけではないのです。安全・安心の地域社会づくりに位置づけられてはどうかと思っています。

さらに、精神的暴力に拡大した以上、ゼロ次防止のレベルまで広げますと、大変広い範囲を捕捉しておいたほうがいいはずですが、精神的・心理的暴力の研究はかなり拡大してきています。精神的暴力は、身体的暴力には必ずつきまといまいます。それと言葉と身体という二元論ではなくて、身体的暴力は必ず行為遂行的にパフォーマンスとして言葉によるというものがつきまといまいます。突然殴るわけではないので、そこには必ず行為遂行的な言葉がつきまといまっています。ここを視野に入れて「重篤な」ということを制限的に列記しないほうがいいのではないかとということです。この精神的暴力については、さらに更生への動機づけも含めて、在り方としてシステムづくりをしてはどうかということです。

あとは私なりにまとめた衆議院のほうの附帯決議に全てコメントしてあります。時間がないので残念ですが、加害者対策の体系化ということで話をさせていただきました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、本日のこれまでの御説明や御発表、大変盛りだくさんでしたけれども、それに関し、委員の皆様から御質問優先で時間があれば御意見も頂戴したいと思っております。20分ぐらい時間がございます。

まず、何か御質問がある方、ぜひ挙手をお願いできればと思います。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

中村さんもおっしゃった加害者対応についてなのですが、資料7で全国展開を行っていくということが書かれておりますけれども、これはどのように行っていくのでしょうか。中村委員からの御提案ですと、まずシステム化して、その後にも取れますけれども、資料7を見ますと、このたびガイドラインができた、それを使って自治体に下ろして、それを全国展開していくと下のほうに、その次のページだと思っておりますけれども、書かれています。各地における実施状況を踏まえ、全国的な展開に向けた取組を進める、これをどのように行っていくおつもりなのかについて、お聞かせいただければと思います。

○小西会長 納米委員の御質問は中村委員に対してということによろしいですか。

○納米委員 違います。事務局です。

○小西会長 ごめんなさい。

では、お願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 内閣府です。お答えいたします。

資料7で納米先生から御指摘のありました今後の取組について記載をしております。今回調査研究事業を通じまして、地方公共団体で今後加害者プログラムを実施していただく際の留意事項を整理させていただきました。これを地方公共団体にもお示しをし、また、今年度こういった内容について御説明をすることを通じて、まずは加害者プログラムについて理解を促進していく、かつ、附帯決議にもございましたように、国の定める基本方針、それから、都道府県基本計画にも記載に努めるということがございますので、今回国で新たに策定いたします基本方針の中で、これまでは調査研究についてという観点で記載がございましたけれども、この留意事項を踏まえて記載をして、地方の取組を促してまいりたいと考えております。

その上で、都道府県等での実施状況を勘案いたしまして、段階的になるかと思っておりますけれども、こういったところに課題があるかも改めて精査をさせていただいて、まだ実施主体が十分に全国隅々まで実施できる状況にあるかということについては、必ずしもそういう状況にないとも認識しておりますので、実施状況を踏まえて考えてまいりたいと考えております。そういう意味で、少し段階的に、中長期的に取り組む課題になってこようかと思っております。

○小西会長 納米委員、よろしいですか。

○納米委員 都道府県としては、ガイドラインを示して、あとは理解をして加害者対応の取組を進めてと言われても、都道府県だけではなく基礎自治体も含めての話ですが、なかなかそれで自治体が取組を進めていくというのは難しいと思うのですね。ですから、国でさらにそれにドライブをかけていくような取組を行っていただきたいと思っておりますし、重点方針にも基本方針にも加害者対応について書き込んでいただきたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 質問ということで3点、2つがDVの法の公布に当たってということと、1点は骨太の方針の最初のところに関してです。

まず、DVについてなのですけれども、制度ができて結局実効性がないことがいろいろな形で問題だということをお今日改めて確認できたと思っております。一つは今の加害者プログラムに関して、納米委員もおっしゃったように、このようにやるのでやってくださいという形になると、性暴力ワンストップセンターと同じようなことが起こるのではないかととても危惧しております。DVの加害者プログラムは、どこがどういう形でやるのが法の趣旨に

沿っているのが適切に確認されるかどうかは今の説明でははっきりしません。DV加害者プログラムは、先ほど御説明がありましたように、被害者支援の一環としてやるわけです。被害者支援の一環としてやっていないというプログラムがもしどこかで行われていた場合に、そのプログラムについて、どのような形でそれは駄目だということを伝えていくのか。まず質の担保について伺いたいです。あとはアクセス方法です。どのようにすれば加害者がつながれるのか。先ほど中村委員のお話もありましたけれども、加害者プログラムはあっても、加害者はそこにつながれないわけです。つながるには、つながるような制度をつくらなければいけない。先ほどは連携を強化するという多機関との連携の話も出ましたけれども、児童相談所でDVの加害者プログラムを利用したいといったときに、それが利用できるような制度設計を強く推奨するとか、あるべき制度設計ないしはプログラムの内容にまで踏み込んだ形のモデルプログラムやモデル実施要領みたいなものをきちんと示さなければ、加害者プログラムとして十分ではないと思います。どれだけ具体的なものを都道府県に提供するのが質問の1点目です。

2点目なのですが、保護命令に関して、保護命令の発令件数が減っていると。ということは、裁判官にも理解をしていただく必要があります。裁判官だけではなくて、例えば法曹三者にも理解をしていただくことが望ましい。先ほどのつながるという関係では、検察からこの被疑者・被告人はプログラムを入れたほうがよいという推奨もできるわけです。そういう意味で、法曹三者に対してどのような形で今回の法改正の周知徹底を行うのか。法務省は行政庁ですから、何らかの対応が可能だと思いますけれども、今日は法務省の方がいらしているので、今後どのような形で検察官に周知徹底するのかを伺いたいです。さらに、裁判所、日弁連等に対してどのように周知徹底していくのかを伺いたいのが2点目です。

3点目は骨太の方針に関してです。文科省に伺いたいのなのですが、昨年、児童生徒性暴力の防止法ができました。ただ、できたとしても、なかなか周知徹底が図られない。先ほど中村委員がおっしゃったゼロ予防が十分ではない中で対応だけが行われているということがあると思います。今、法律ができて1年たった段階で、対応状況についてどれだけ把握していらっしゃるのかということをもっと伺いたいです。また、今回大学でのセクシュアルハラスメントの問題について明らかにしていただいたのはとてもありがたかったですけれども、3月に、学生たちが自分たちのセクシュアルハラスメントの実態とそれによって研究者の道を諦めなければいけないということを文科省の政務官と副大臣に伝える機会がありました。一番問題なのは悉皆調査がないということなので、今後大学における性暴力被害の実態もしくはセクシュアルハラスメントの実態をどのような形で調査していくのかを伺いたいです。

以上です。長くなりました。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、第1の御質問に関して内閣府からいただきまして、文科省にということとし

たけれども、3の質問についても併せていただきたいと思います。

○田中男女間暴力対策課長 内閣府であります。

後藤先生から加害者プログラムの関係、御質問をいただきました。概要と併せて参考資料5として実施のための留意事項本体についてもお配りをしておりますけれども、この中でも、例えば先生がまさに御指摘をなさいましたプログラムにつながるための仕組みについて、様々な関係機関、児童相談所を含めまして連携をすることが加害者プログラムに実際につながることに有益であるということなども記載をしてございまして、そういった形で地域で連携体制を構築し、その中で加害者プログラムを実施することが必要であるという考え方を示していきたいと思っております。

あわせて、基本方針の中におきましても、これから具体的に検討してまいりますけれども、加害者プログラムの記載ぶりについて、調査研究に関する事項もございまして、今回の法改正で多機関の連携あるいは地域の協議会について法定化されましたけれども、その中でこういった形で加害者プログラムに言及していくかもよく検討をしたいと思っております。そういった形で国の基本方針に即して都道府県の基本計画も策定をしていただきますので、国として考え方を示し、それを地方の取組にもつなげてまいりたいと考えております。

また、その趣旨に沿ったプログラムをどう担保するかという問題意識をお示しいただいたかと思っております。特にこの留意事項の中では、加害者に利用されるリスクも記載をしております。加害者がこのプログラムを受講したことをもって暴力がなくなったという形で利用することがないように、必要な説明を受講者、それから、被害者にするということがありますとか、あるいは受講の証明について、参加者にあらかじめ発行はしないということの説明する、あるいは記載を発行する場合にあっても客観的な事実にとどめる、あるいは暴力がなくなったということを証明するものではないことを明記するといったことをこの留意事項で記載しております。そういった形で、これを普及することを通じて、この趣旨に沿った加害者プログラムを促進してまいりたいと考えております。

また、今日、文部科学省さん、この関係では御質問対応ということでは御出席いただいていないかと思っておりますけれども、御指摘のありましたハラスメントの関係、アカデミックな分野におけるハラスメントは非常に今、重要な課題になっているかと思っておりますので、この骨太方針、女性版骨太の中でこういった記載ができるか調整してまいりたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

それから、2番目の保護命令に関して、これは法務省に伺いたいということですが、最高裁もいらしているのですかね。もし補足があればお伺いできればと思います。どうぞよろしくお願いします。

○法務省 法務省秘書課です。

後藤先生から、保護命令の実際の運用に当たっては、法曹三者の理解が極めて重要だと、

その周知について御質問いただきました。現在内閣府を始め関係省庁とDV法改正を受けた基本方針について検討を進めさせていただいているところでございます。こうした方針が取りまとまった段階で、法務省が所管する機関や関係団体に周知し、連携して取り組んでいきたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

最高裁のほう、いかがですか。

○最高裁判所 最高裁民事局です。

委員御指摘の裁判官の理解をどのように浸透させるかという点につきましては、最高裁に司法研修所という機関がございまして、司法研修所において裁判官に対する各種の研修を行っており、DV防止法の運用に関する研修をこれまでも逐次行ってきたところではございますが、今回DV防止法が改正されたことを踏まえまして、委員御指摘のような立法の趣旨や内容について周知等を図ることも考えられるのではないかと感じております。

○小西会長 ありがとうございます。

まだ御不明な点があるようでしたら、また御意見でいただければと思います。

続きまして、お手が挙がっております。種部委員からお願いいたします。

○種部委員 ありがとうございます。

私からは3点あります。1点目は、今、加害者の更生プログラムも含めてたくさんの仕事を地方が担っていかなくてはいけないということなのですが、どこもとにかく人がいない。そして、民間団体に委託することが質を高くするために必要かと私は思うのですけれども、とにかく財源がないことは最大の問題だと思います。幾ら書いても、お金がなければ地方ではこれは全くインストールされないと。ワンストップセンターのときの教訓でしたけれども、公的な支援がしっかりと受けられていて常勤職員を雇っているところはかなり手厚い支援ができていますけれども、それに準じた形でこれからも全国に展開していくときに、質を上げるときに、お金をどうするのかというのは最大の問題ではないかと思っております。そこで、今回骨太の中に何を盛り込んでいくかもすごく大事な点ではないかと思っております。例えば民間シェルターなどで一時保護委託を受けても、これは被害者の方に使えるお金しかなくて、支援者には全く1円も出ていない。しかも、都道府県などで県単などをつけていても、半分は民間団体がそれを出していると。このような状況の中で基本計画に書き込まれても、到底やっていけない。そのような中で加害者更生プログラムもセットなど、とても担える状況ではないと思うのです。ですから、基本計画に書くときには、その財源についてどう整理していくのかをちゃんと盛り込む必要があるのではないかと考えています。これについて、今後基本方針を示していくに当たってどういう整理をするかというプロセスをまずお伺いしたいです。

2点目は、今回のジャニーズの問題があつてから、ワンストップセンターに男の子の相談が非常に増えてきています。ですから、恐らくこういうことをきっかけに社会の中で物差しが変わる大事な時期に来ていると考えています。そうなりますと、男の子への対応、

被害を男の子も当然受けているわけですから、そういう意味では窓口を拡充するに当たって、これもまた人がいないということになります。特に男の子の相談を受ける、それから、加害者更生プログラムは男性に関わる必要があると思うのですが、男性の中にこの問題に関わってくださる方は、本当に人材がまず地方にはいないというのが現状です。こういう養成をすることも含めて考えていく必要があるのではないかとということで、これを骨太なりに盛り込むのにはいいタイミングなのではないかと思います。これはまたお考えをお聞かせいただきたいです。

3点目は、教育のことです。先ほど加害者更生のところでも隣人や友人、とにかく今までであった物差し以外に、これは暴力なのだとか、支配なのだとすることを学ぶというのは、デートDV防止あるいは生命（いのち）の安全教育というカテゴリーではなくて、ジェンダーの教育なのではないかと思うのです。そうなりますと、ジェンダー教育というのは、本来これは包括的性教育の中に入っているものでありまして、なかなか性教育というとハードルが高くなってやりにくいところもあるのではないかと思うのですが、イギリスなどは、小学生などでは関係性の教育という形で切り離して、支配や関係やコミュニケーション、そういうものを教えるというのは別プログラムをやっていると思うのです。その新しい枠組みでやっていく必要があるのではないかと思うので、この生命（いのち）の安全教育とデートDV防止教育に限っていくつもりなのか、改めてそういう枠組みでやりやすい形を見つけていくのかということ、お考えがあればお聞かせいただきたいです。

以上です。

○小西会長 では、内閣府から伺おうと思います。3点、お願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 御質問ありがとうございます。

民間団体等への支援に関する事、加害者プログラムも含めてでありますけれども、地方で施策を講じていく上で民間団体との連携が非常に重要になってくると思います。その中で、この配偶者暴力防止法の中におきましても、今回の改正事項ではございませんけれども、第26条といたしまして、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うということが規定をされております。これは国・地方公共団体がそのように努めるということになっておるわけでありまして、ここには財政的な援助も含まれると理解をしております。これも踏まえて、私どもで地方公共団体と民間シェルター等が連携する取組に関しまして、交付金の制度を設けて取り組んでいるところがございますけれども、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。また、地方公共団体がこういった民間団体に対して財政的な支援をするという場合には、これまでも特別交付税措置の対象になってございます。そういった支援の例の中には、加害者プログラムを実施する団体に対する支援も含まれていると理解をしております。今後基本方針の中でどのようなことを記載するかは検討してまいりたいと思っておりますけれども、一方で、地方公共団体に対してこういった加害者プログラムに関する留意事項について説明をしていくときには、こういった財政的な支援に関する仕組みについても

併せて説明してまいりたいと考えております。

それから、教育に関するお話をいただきました。こちらに関しましては、先生御指摘のとおり、いわゆるデートDVの分野でありますとか、生命（いのち）の安全教育の中でもデートDVに関する記載をしているところではありますが、これに限らず、先ほど中村先生からございましたけれども、広く社会の中でこの配偶者からの暴力に関して理解の促進に努めていくことは非常に重要な課題だと認識をしてございます。こういったことについては、今回の基本方針の中でも検討してまいりたいと考えております。

また、先ほど、性犯罪・性暴力の分野かと思えますけれども、男性被害者についての御指摘もございました。こちらに関しましては、3月に取りまとめました「更なる強化の方針」の中で、男性の被害者あるいは障害者、外国人など、多様な被害者の方がおられますので、そういったことに留意して多様な相談の機会を提供する、ツールを提供するということが必要な取組だと思っております。御指摘、御意見を踏まえまして、重点方針あるいはDVのほうの基本方針、あるいはそれ以外の様々な施策等で予算も含めて、こういったことが可能か検討してまいりたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、今日はここでもう時間ですので、御質問はここまでとさせていただきたいと思えます。

皆様、活発な御意見、それから、本当に重要な御意見をありがとうございました。

重点方針案につきましては、本日いただいた御意見も踏まえ、引き続き検討を進め、本専門調査会の親会議である男女共同参画会議において、今後重点方針の決定に向けて論議をしていくことになっております。

皆様からいただいた御意見はしっかりお預かりして、内閣府でも検討していただくということになると思えます。

また、改正DV法の今後の運用に向けた期待等について御発表いただきました皆様におかれましては、貴重なお話をいただき、誠にありがとうございました。

内閣府におかれては、本日の議論も踏まえ、引き続き改正配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた取組を進めていただきたいと思います。

本日の議事はこれで終了いたします。

先ほど申しましたように、御意見などがございましたらメールでお寄せいただければ、議事の中に入れる形で残しておきたいと思えます。

それでは、今後の予定について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 ただいま会長からもございましたように、今後施行に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思えますし、また、重点方針の策定に取り組んでまいります。

今後の日程につきましては、別途、男女局より先生方に御連絡を申し上げたいと思えます。

○小西会長 以上をもちまして、第122回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。ありがとうございました。

(会議後に委員から書面提出された意見)

○可児委員 今回の法改正により、精神的暴力のケースでも接近禁止命令の発令が可能となったことについては非常に大きな前進であると捉えています。

今回の改正で、対象とされた精神的暴力が条文上は「生命、身体、自由、名誉、又は、財産に害を告知してする脅迫」と刑法の脅迫罪と同様の文言とされています。刑罰法令である脅迫罪の適用場面と接近禁止命令の発令要件としての場面で同様の厳格さで解釈する必要はなく、今回の改正が、加害者が自己へ従属するために暴力等を用いるというDVの本質に着目したものであることからすれば、後者については限定的にではなく、広く解釈される必要があります。この点、参議院でも、衆議院でも、「発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと」との附帯決議がなされたことは、精神的暴力が限定的に解釈されてしまうことを防止するものとして一定の評価をしています。

しかしながら、限定的か否かは一義的に明らかになるものではなく、人によって判断が異なりうるため、実際の保護命令の手続において、裁判官が精神的暴力を「限定的」に捉えることへの懸念を拭い去れません。改正の趣旨の周知徹底等はもちろん必須ですが、加えて、立法者による解説、解釈指針などの形で、『大声での罵倒』『長時間の説教』『睡眠剥奪』などの典型的な精神的暴力が生命身体等への加害の告知による脅迫に含まれうることを施行までに明らかにすべきと考えます。立法者による解釈の指針が示されておれば、指針を資料として示すことで限定解釈を防ぐことが可能になります。また、どのような精神的暴力が対象となるかがわかれば、接近禁止命令の申立ての促進にも繋がります。

現在、支援の現場では保護命令の利用は非常に低調ですし、保護命令への期待は必ずしも高くありませんが、今回の改正はメディアでも広く取り上げられており、精神的暴力への対象拡大には期待が高まっていると感じます。その状況で、法が施行されてみたら思いのほか精神的暴力が限定され、典型的な精神的暴力ですら含まれないような対応がなされれば、法改正への期待は急速にしぼみ、保護命令は、再び、使われない、使えない制度になってしまいます。解釈指針などにより、どのような精神的暴力が対象となりうるかを明示することを是非ともご検討頂きたい。

○後藤委員 先ほどのDV加害者プログラムに対する地方公共団体への周知についてですが都道府県は、施策が下りてくると、まず所管する課を決めます。DV基本計画は千葉の場合、男女課になりますが、加害者対応については、被害者支援の一環として行うのであれば、他の部局（福祉局的なところ）となります。できれば、内閣府が、望ましい所管部局を書く、それができないのであれば、被害者支援との連携を明記する（国の犯罪被害者等基本計画も第4次になり、同じように都道府県も計画を作ることになっています。）工夫は必要

だと思います。そうでないと、被害者を追い詰める形のプログラムになると思います。

また、プログラムの実施は、都道府県が行う（財政的対応も）ということでしょうか。つまり、民間の委託事業となる場合にも、スタッフについての研修や給料は国や都道府県が行うということでしょうか。そのような形にしなければ、性暴力ワンストップセンターの二の舞になります。それだけは避けていただきたいです。

以上、被害者支援として加害者介入を行うことを実効性をもって行うために、被害者支援担当部署が担当する、実施主体は都道府県である、ということの基本計画に盛り込んでいただければと思います。

○納米委員 参議院における附帯決議10項、衆議院における附帯決議12項に婦人相談員の適正な配置や専門職としての位置付けについての言及があります。

これは、「被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援等を担う」者についての言及であると理解します。婦人相談員に関しては、その処遇改善を図るべく取り組みがなされていると理解していますが、多くの男女共同参画センターは相談事業を行っており、配偶者暴力相談支援センターの機能を担っているセンターもありますが、そこで働く相談員は必ずしも「婦人相談員」であるとは限りません。男女共同参画センターの相談窓口には、多くのDVについての相談が寄せられている実態があります。DV法基本方針においては、男女共同参画センターの相談員も含めて、適正配置、専門職としての位置付け、そして適正処遇をする必要がある旨を書き込んでいただきたいと考えます。これは、内閣府が取り組んでいらっしゃるNWECおよび男女共同参画センターの機能強化の方向とも合致すると考えます。

また、DVに関して有効な対策を行っていくためには、基本的なデータの収集が極めて重要であると思います。交際相手からの暴力による死亡事例も含めてDVによる殺人事件について死亡事例検証を行ってください。児童虐待については死亡事例および重篤事例についての検証が積み上げられてきています。児童虐待による死亡事例等の検証に関しては、まず報道により事件を把握し、全国の地方自治体に対して照会を行うという方法がとられています。同様の手法によってDVについての死亡事例検証を行うことが可能なのではないのでしょうか。